

宅地建物取引時に説明が必要なハザード情報について【笠岡市】

宅地建物取引業法施行規則の規定に基づき、宅地建物取引業者が宅地または建物の取引に際して、重要事項として説明しなければならない事項のうち、土砂災害（特別）警戒区域、津波災害警戒区域、水防法の規定に基づく水害（洪水・雨水出水・高潮）ハザードマップの確認方法については次のとおりです。

区 分	指定 状況	指定区域を掲載している ハザードマップ	備 考
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	○ (県)	笠岡市総合ハザードマップ (R3年1月作成・配布) ※市内ほぼ全域で指定あり	最新の指定状況は「おかやま全県統合型GIS（県HP）」を御確認ください。
津波災害警戒区域 津波災害特別警戒区域	×	—	「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定区域（県作成）は笠岡市総合ハザードマップで掲載
水防法の規定 に基づく水害	洪 水	○ (県) ※笠岡市走出，甲弩地区で指定あり	最新の指定状況は「おかやま全県統合型GIS（県HP）」を御確認ください。
	雨水出水	×	— 水防法の規定に基づかない内水はん濫危険箇所（市作成）については笠岡市総合ハザードマップで掲載
	高 潮	×	— 水防法の規定に基づかない高潮浸水想定区域（県作成）については岡山県防災砂防課ホームページにて公表